

このご意見提出者とは次のようなやりとりをしています。

第1回目ご意見提出：1月29日、委員会回答：3月21日

第2回目ご意見提出：4月9日、委員会回答：6月4日

第3回目ご意見提出：6月24日、委員会回答：8月7日

第4回目ご意見提出：8月10日

ここには第2回目のご意見とそれに対する委員会の見解を示します。

第1回目のご意見とそれに対する委員会の見解（2001年3月21日回答欄に記載）

第3回目のご意見とそれに対する委員会の見解および第4回目のご意見（2001年8月7日回答欄に記載）

も参照してください。

2001年6月4日

頂いたご意見

・行動指針5-2案を以下のように改められたい。

「技術的な見地から公衆の健康に悪影響を与える可能性がある」と予測される活動に関する情報については、あらかじめ明らかにされた情報開示に関する適切な組織内部プロセスを経て、適時、的確に、かつ積極的に公開するものとする。」

（ご意見の補足）

1. 倫理規定行動指針の表現ぶりについては、扱う内容が「倫理」という個々人の価値観に依存する事項に関係するものについての「指針」であることから、可能なかぎり客観性を重視した表現ぶりを検討すべきです。

2. 情報公開については、「代表的なご意見とそれに対する回答」5.中、2番目の「回答」にも若干貴委員会の見解が見えますが、考えるべきは、学会が訴えられようが、訴えられまいがには関係なく、「指針」として「安全に係る情報のうち安全および公益に係るものとは何か」というような判断要素が指針上、合理的に明らかになっているかどうかです。そこを十分明らかにしないままに「適切かつ積極的に」と、意味不明に公開「しなければならぬ」とは、会員としてどう行動してよいのか不明であり、これでは指針になっていません。

3. 「公益」という用語は十分注意して使用しなければなりません。ある物質の存在自体が、公衆の健康・安全という公益に反すると考える「公益」に関する価値観から、その「公益」を守るために必要な情報として、「当該物質が世の中のどこに、どのような形態で、どう保管してあるのか、またはいつ、どう輸送するのか」に関する情報を公開せよ、といわれた場合、行動指針5-2はどう機能するのでしょうか。公益とは何かを常に自問していく姿は極めて重要で、すべからず会員は自問し続けなければなりません。価値観の相違を内在している事項について、「公益」などという意味不明な（すなわち合意がえられない部分を含んでいる）用語のみを形式的な指針として用いて、問題の本質を問わない姿勢は、原

子力開発の歴史の教訓に学ぶ姿勢からは程遠いと思います。「良いから、良いのだ。」と言っているのと違いがありません。情報公開に関する議論が、ともすれば冷静さを欠いた、感情的な議論になり、情報公開が適切に進まない理由は、公開という行為に関する客観的な認識、分析が乏しいからです。そのような不毛な議論に行動指針案5 - 2は利するものとなることをおそれます。

頂いたご意見に対する委員会の見解

頂いたご意見のうち、情報開示についてあらかじめ手順を定めておくことが大切とのご指摘を拝承し、5 - 2に「適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。」という一文を追加させていただきます。「公益」とはなにか定義しないで使用するのは問題だとしてのご指摘を拝承し、「安全および公益に係るもの」を削除いたします。また、「しなければならない。」との表現を全条項にわたって見直し、「する。」という決意表明の文に修正させていただきます。さらに、「行動指針」を「行動の手引き」と名称を変更いたします。これまでの「行動指針」の「指針」は「道しるべ」という意味で使用していましたが、原子力の分野では「安全審査指針」のように「絶対守らねばならないもの」と理解されるようなのでこのようにいたしました。

以上、ご指摘事項に対してできる限り対応いたしました。委員会での議論内容を少し補足させていただきます。ご意見の根底には、「明確に定義できないものは混乱を引き起こすので行動指針に書くべきではない」というお考えがあるのだと理解いたします。しかし倫理問題への対処法は物理法則のように短い文章で誰もが同じ理解をするように書き表せるものではありません。必ずしも正解がなく、場面ごとに対処法を考えざるをえないものだと我々は考えています。しかし正解は場面場面で変わるものだといっても、その基本となる考え方に大きな不一致はないと考えます。その合意できる点を文章にしたものが学会倫理規程です。あいまいではあっても文章化することには意味があります。第1に、文章化されたものがあって始めて「不一致があるとすればどこか」という議論が開始できます。第2に、会員がこれを行動に移すときはいずれにせよ自分の言葉に置き換えざるを得ないので、文章化されたものは会員各自の考え方が独り善がりでないかどうかのチェック機能を果たします。我々はこの規程を、グループでの議論や会員各自が行動を省みるときの規範のたたき台として利用していただきたいのです。

どこまで書けば会員が迷わないで判断できるかについては委員会でも時間を掛けて議論しております。結論的には多くの事例を集めてそれを示していくしかないかと判断しています。このような事例集作りはある程度時間を要します。今後学会では制定委員会のあと規程の改訂も含めてさらに検討を続ける委員会設置の予定ですが、そのような場で事例集作りも手掛けていきますので、ご協力をお願いします。

なお、核物質防護については、行動の手引き（行動指針）5 - 4に別途記載してあります。このように手引きと手引きが相反する場合は現実問題としてよく現われます。どちらを優先するかは状況ごとに会員が判断しなければなりません。このような注意は行動の手引き

の前文部分に加えました。また、「公益」とは何かの議論も今後続けていきたいと存じます。

「情報公開」について委員会は「公衆に対する説明責任を果たすことである」という見解を持っています。このため前文では「公開の原則のもとに」という表現に止めていますが、憲章では「公開を旨とし説明責任を果たす」と説明を加え、行動の手引き（行動指針）5 - 5で若干説明を加えています。不十分だというお叱りは甘受いたしますが、今後さらに議論を続けますのでご協力をよろしくお願いします。

頂いたご意見

・ 行動指針案 5 - 3 . は削除されたい。

（ご意見の補足）

1 . 組織が営利企業である場合、この行動指針案はどのように機能するのか不明です。各会員が「公衆の信頼感・安心感を失わないために」必要な行動を、当該組織内で不断に努力することは極めて重要であり、各会員がそのために高い使命観を持つことは、常に求められます。その範囲で指針化することには賛成しますが、そのことと、情報公開という対外的な行為とは別次元です。

2 . 特に行動指針案 5 - 3 . 第 2 文は、会員が国家公務員の場合には、国家公務員法違反を、地方公務員の場合には地方公務員法違反を、そして会員が民間人である場合には、損害賠償請求等の民事上の責任を負う可能性を、むしろ学会として推奨しているものと考えます。指針としてはまったく不適切です。会員の中には国立大学の教官や、見なし公務員の方々も多いと思われませんが、お気をつけ下さいますよう、注意を喚起しなければなりません。

頂いたご意見に対する委員会の見解

行動の手引き（行動指針）5 - 3 は、まさに「公務員法に違反しても、また、損害賠償請求等の民事上の責任を負うことになっても」それが「公衆の安全のために必要な情報である場合には」公開するよう行動せよと言っているのです。なお、原案にあった「信頼感・安心感を失わないために必要な情報」という表現は変更してあります。そのような（感性に訴える）情報は、「速やかに公開」する前に確認する（5 - 1）ことが困難なためです。さて、我々が倫理的に行動するという一部の法令・規則を遵守することは含まれますが、それが全てではありません。法律は違反したときに罰を科すことで社会秩序を守るため使われますので、どうしても最低限のモラルだけを要請することになります。悪事の実行に罰を科することは法律になじみますが、悪事を防止しなかったことに罰を科することについては疑問があります。まして善い行いをしなかったからといって罰するのは不当です。一方倫理規程は、悪事は防止しよう、善い行いをしよう、と一段上のモラルを要請するものでなければならぬと考えています。

この手引きの実行に当っては細心の注意が必要です。残念ながらその行為が倫理的に正しかったとしても、その行為者を守る能力は現在の学会にはありません。したがって個人の責任で行動してもらうことになります。現実には内部告発という手段に訴える前に他の手

段で問題を解決できることが多く、この手段に頼らざるを得ないケースはめったにないと思います。他の手段を探そうともせず、いきなりこの手段をとるのは倫理的にも問題があると我々も考えています。しかし最後にはこの手段を用いてでも「公衆の信頼感・安心感を得る」よう行動せよ、と会員の高い使命観に訴えているのがこの行動の手引き（行動指針）です。

法律は当然守らねばなりません。そして法律が完璧なものであるなら、公務員法に違反することを要求していることにはならないと思います。万一法律に欠陥があり、それを守ることが公衆の安全を損なうことになるなら、これは本当に厳しい状況ですが、法律に反しても適切な行動をとるべきだと思います。

このような点につきましては具体的事例を念頭に置かなければ議論が不毛になるように感じております。その意味で、次の段階で事例集作り等に取り組みますので、その中で議論を続けさせていただきたいと存じます。

頂いたご意見

・行動指針案 5 - 4 . 中「好ましくないもの」の意味するところを明確にすべきである。それができないのであれば、行動指針 5 - 4 . の削除を求める。

（ご意見 3 の補足）

1 . 行動指針に解釈の別れる表現を用いることは好ましくない。おそらく、制定者は「核不拡散」等の用語をもって自明なものと考えているのであろうが、余りにも安易である。

2 . 例えば、ある物質の地上からの全廃を目指すことが「公益」と考える者からすれば、ある物質に関する情報を何でも公開することは「好ましい」ことであり、指針案 5 - 4 . はその実際の適用に際し、大きな混乱をもたらします。

3 . 指針案 5 - 4 . 「好ましくないもの」の表現は、世界の核不拡散へのわが国の一番の協力が、わが国の原子力開発を凍結することとってはばからない国内外の者が存在している（学会員にもいらっしゃいます。）ことをも考えると、指針として体をなしていません。指針案 5 - 2 . 及び 5 - 3 . との関係も不明です。

頂いたご意見に対する委員会の見解

行動の手引き（行動指針）5 - 2、5 - 3 との関係から説明しますと、これは例外規程で、5 - 4 に該当する場合はこちらに従えと言っているのです。そのような条文間関係も今後明確にするよう努力していきます。

情報公開法に整合させるなら、「個人情報、法人情報、核不拡散等情報、核物質防護等情報、意思決定プロセス情報、業務運営に関する情報については非公開にすることができる」となります。このように書けば、情報公開法も知らない会員にそれを教える効果はあります。あえて情報公開法に整合させなかったのは、会員が「それが全てだと考える」ことによる思考停止に陥ることを防止したいからです。「公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないもの」という表現に止め、「核不拡散」という例を一つだけ示すことで会員にこのことについても考えることを要求しているのです。情報公開法などで定義されている

ことについては今後解説集のようなものを整備してそこで説明するようしていきたいと考えます。

何を正しいと考えるかは、究極のところは個人の見解で学会としての一致は難しいかもしれませんが、しかしそこを恐れずに議論をしていこうというのが我々の意見です。学会員は専門家として科学的事実を尊重すること、科学的事実の普及に努めることも行動の手引き（行動指針）6 - 1、6 - 2で要求しています。学会はご指摘の「何が好ましくないか」についても積極的に議論する責任ある組織となるべく、一層の努力すべきだと考えますので、ご協力をお願いします。

頂いたご意見

・倫理規定案については、学会として決定するのではなく、常に「案」として、会員・非会員すべての議論にオープンしておくべきである。常に真剣に議論をしている状態を社会に見せること、それ自体が重要である。なお、現在の案のように個人の価値観にも関係する内容を含むものを、何らかの事情から学会としてどうしても決定したいのであれば、今、この案文で決定しなければならないことについておおかたの会員の明示的な合意を改めてとるとともに、会員には遵守しない自由を与える旨、倫理規定内に規定されたい。

（ご意見の補足）

1．3月21日付でいただいた「日本原子力学会倫理規定案について」の文書第4パラグラフにもあるように、「完全なものとは考えておりません。」とするのであれば、常に議論のしていく中からより良いものを模索する過程のリファレンスとして、本指針案を「案」のままにしておくべきです。この種の議論は、確定しないところに重要性があると思います。それにもかかわらず、倫理規定制定委員会として規定案を決定したいとお考えなのであれば、委員会は、なぜ、この時期に生煮え（であることを委員会自身もお認めになっている。）である内容を確定したいのか、合理的な説明を会員にして、会員のおおかたの合意を得なければなりません。その上でなお、合意しない会員の自由を守る規定が必要です。是非、ディュー・プロセスを踏んで下さい。

2．同文書第5パラグラフ中「さらによいものにしていきたいと願って」、「ご意見がございましたらいつでも・・・ご連絡ください」とあるのは、正しい姿勢であり、シェアしますが、であるならなおさら文書として決定することは不適當です。

3．倫理規定を設けるべきだとして、真摯な議論が行われていること自体は、極めて重要であり、評価するとともに、私としてもその議論には今後とも参加して行きたいと思えます。しかしながら、特定個人、すなわち倫理規定制定委員会の委員の価値観を内在させた微妙な表現が多い現行倫理規定案が今、このまま策定され、全会員に適用されるのであれば、自由な議論を旨とするはずの学会活動の弊害になるおそれがあります。従って、少なくとも規定の遵守は会員の自由意志（常識）に委ねることが重要です。前回の意見で、「常識」に関する行動指針を入れるべきであると申したのも、世間の常識は、案外不明確なものではないとの確信を持つことが多いからで、会員も社会の常識から学ぶべきことが多い

からです（この前回意見については、改めていずれかの場合で問題を提起します。）。行動指針案5 - 3 . 第2文など、はっきり申し上げて私の常識からすれば、非常識です。「会員の常識、社会の非常識」にならないことを、切に祈ります。

4 . なお、現在までにホームページで公開されている倫理規定案に対する意見等の内容を読ませていただきましたが、多くの会員等から提起された様々な疑問等に対する起草委員会からの回答では、問題が解決されたとは多くの場合思えません。そのような状況であるのみもかわらず、今、規定案を学会として決定したい理由が私にはわかりません。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「案」のままにしておくのは無責任です。大多数の会員が合意できるなら、それを規程とし、不十分な点があるなら改正すればいいと考えます。「案」のままだと、次のステップの議論、例えば倫理規程違反者をどう扱うか、倫理的に正しい行為をしたがために不利益を蒙った会員がいた場合学会はどう対応するか、等の議論が始めにくくなります。また、「案」がとれたからといって議論がしにくくなることは全くないと思います。むしろより緊急の課題として議論が盛んになることを願っております。なお倫理規程は『こうありがたい』という会員の宣言です。守らない自由を規程でうたうつもりはございません。倫理規程に罰則がない以上、それを書くことは意味がないと考えます。

なお、今後も倫理規程の見直しを続けていくこと等につきましては、行動の手引きの前文部分に記載を加えましたので、ご覧いただければ幸いです。

また、5 - 3 第2文は改正された原子炉等規制法の条文第六十六条の二第2項を踏まえたものです。法律を守るよう要請しているものであり、非常識とは考えません。

頂いたご意見

. 日本原子力学会倫理規定制定委員会の委員は、委員のどのような資質に着目し、どのような手続き及び判断で選任されたのか、また、どのような委員会内部での議論の上で倫理規定案が起草されたのか、明らかにされたい。倫理規定案の各文言案についての委員会としての解釈メモは、当然作成されているはずであろうから、それも公開し、判断の材料にさせてほしい。

（ご意見の補足）

委員の中には、理学的・工学的な分野から原子力開発に著名な業績をあげられた方も見受けられますが、原子力の社会との関係の側面、法的側面、倫理・哲学的側面等、倫理規定の検討に必要な不可欠な議論を行うためには、人選的にもかたよりがあると思います。起草過程を明らかにすることも、情報公開上重要です。

頂いたご意見に対する委員会の見解

委員会の議事録・資料は、委員以外の方のプライバシーに関わる部分を除いてすべて公開いたします。倫理規程案に対しご意見を寄せられた方の中には匿名を希望している方もいらっしゃいますので、その部分は伏せさせていただきます。公開は事務局での閲覧といたします。恐れ入りますが事務局までご足労願います。

委員会の議事録や資料は当初から公開を意識して作ったものではないため、体裁等は整っておりません。また、倫理規程案に関する議論は委員会の場で行われただけでなく、メールを活用しての意見交換も頻繁に行われました。こちらにつきましては記録がきちんと残っていませんので公開できないことをお許しください。

委員の選任は理事会で行われています。理事会の議事録も公開ですので、事務局で閲覧してください。なお、人選的に片寄りがあるのご指摘ですが、学会の倫理規程ですので学会員自らの手で案を作ることを心掛けております。そのため、法律、哲学等に詳しい委員が少なかったことは事実です。しかし委員としては最大限の時間をかけて勉強したつもりでおります。その点ご理解いただければ幸いです。

その他補足

3月21日付の回答書冒頭部分で、私の意見についてホームページでの公開につき、同意が求められていますが、上記の意見についての回答も頂き、その上で公開の可否について、検討いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、上述の意見等は、現在私が所属している組織とは何ら関係のないものであることを申し添えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解

貴重なご意見を本当にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

なお、今後の手続きですが、「行動の手引き」の推敲を除いて既に制定委員会の手を離れておりまして、理事会や総会での議論に移っております。どのようにして決めるかは我々として会員に強制できる立場にありません。しかし我々としては民主的な手続きで決められるものと信じております。この民主的手続きには多数決も含まれます。一人でも反対があるなら決定しないという方針は組織としてはとれないと思います。ご了承のほどお願い申し上げます。